

JR東日本労働組合長野地本

業務ニュース

2023年12月30日発行

No.12

発行責任者 臼井 幸一

編集 地本業務部

東日本ユニオン長野地本は12月20日に

申第4号『労働基準法第34条違反』に関する緊急申し入れ

の団体交渉を行いました。

○「労働基準法第34条」違反事象とは？

11月に開催された、長野新幹線車両センター、長野新幹線保線技術センター、長野営業統括センター合同のイベント業務において、イベント開催当日に参加した社員の休憩時間が付与されなかった事象が発生した。

労働基準法 第34条 条文

第34条(休憩)

1. 使用者は、労働時間が6時間を超える場合においては少なくとも45分、8時間を超える場合においては少なくとも1時間の休憩時間を労働時間の途中に与えなければならない。

~~~略~~~

罰則 6箇月以下の懲役又は30万以下の罰金(第119条)

※この法律により、会社の就業規則や労使間協約・協定においても休憩時間に関することが定められています。

事象を受けての長野支社の対応と見解(事象発生原因)

- ・今事象は「労働基準法第34条」違反である。
  - ・会社就業規則にも違反し、労使間で締結をしている協約・協定にも違反している。
  - ・事象発生確認後に速やかに本社報告を行った。
  - ・機関跨りのイベント業務ということで、双方機関担当者の思い込みやコミュニケーション不足により事象が発生したと考えている。ポテンヒットであった。
  - ・事象発生は現場管理者に責任がある。
  - ・管理者とイベント担当社員の思い込みやコミュニケーション不足も事象発生の一因。
- 今後の事象再発防止に向けた長野支社の対策と考え方
- ・管理者教育を実施する。  
(メールで事象周知と注意喚起、副長セミナーでの事例研究実施)
  - ・今回事象を一般社員には周知しない。
  - ・管理者へのメール周知は長野支社内とし、首都圏本部内、新幹線統括本部内の各職場には周知しない。  
(松本車両センターや長野新幹線車両センター等の職場には事象について、できれば社員周知というレベルでのお願いをする)
  - ・管理者と担当社員のコミュニケーション強化をしていく。

東日本ユニオン長野地本の見解と主張

- ・今事象は「労働基準法第34条」違反である。会社就業規則に違反し、労使間で締結をしている協約・協定違反である。←認識一致
- ・管理者教育だけではなく一般社員にも事象周知と教育をすべきである。←認識一致が図れず  
→「社員への事象の周知と原因の共有」  
がなければ、我々には「響かない」ことを主張したが  
会社側は響く必要はないと明言しました。
- ・事象周知は長野支社管内だけではなく首都圏本部管内  
新幹線統括本部管内の職場にも周知すべきである。←認識一致が図れず
- ・企画業務におけるガイドライン(業務の進め方や注意事項等)を策定すべきである。←長野支社と認識一致が図れず。大枠のガイドラインは既にあると会社は返答。今事象を受けての具体的なガイドライン策定には会社は消極的

「仕事の成り立ち」「腹落ち感」って  
誰が言ってるんですか？  
法令順守には必要ないってこと??

会社は再発防止に真剣だと思いますか？

自分を守るためにも労働組合に加入しませんか？